

会議録要旨

会 議 名	第 1 1 回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成 2 4 年 7 月 9 日（月） 15:00～17:00 市役所 3 階第 2・3 委員会室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 松尾重喜 高橋英志 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 事務局 吉田次長 広中主査

事務連絡（事務局）	
<p>本日は、お仕事の都合で欠席の連絡を 2 名からいただいています。また、横山委員長は、釧路出張からこの会場に向かっていますが、列車の遅れから、この会場に到着する時刻が会議開始後 15 分後ほどになりそうです。委員長が到着するまでの進行は、小山副委員長にお願いしたいと思います。</p>	
開会（副委員長）	
<p>それでは、第 1 1 回目のまちづくり基本条例の市民委員会を始めたいと思います。横山委員長が到着するまでの間の進行を務めたいと思います。本日の議題は 2 つ、一つ目は「行政運営について」二つ目が「中間フォーラムについて」です。行政運営については事務局から資料が事前送付されていますが、改めて事務局から説明をお願いします。</p>	
（事務局） 郵送が遅れて申し訳ありませんでした。資料はいつものように、道内他市の基本条例における行政運営の部分の規定を抜き出したもの、それとは別に、規定している項目を並べて比較したものです。この比較表を使って少しご説明させていただきます。	
<p>行政運営に関する部分は、他のパートと違って非常に多くの項目にわたって規定しています。その中で標準的なものが何かというと、総合計画と財政運営に関しては全ての市で、行政評価については 1 市を除いた市で規定していることから、標準装備と考えて良いようです。さらに、市役所組織を対象にした組織運営と行政手続きくらいまでが標準的と考えて良いようです。あとは、個人情報保護や監査などを規定していることがあります。特徴的と思われるものは、公益通報について書いているのが美唄市と江別市で、安心安全なまちづくりというのを三笠市が規定しています。恵庭市の条例では、行政運営についてこういった項目を書くべきかということについて意見交換していただきたいと思っております。</p>	
（副委員長） 一覧表に項目が出されていますが、その項目の中について、または項目以外について条例に規定すべきことの意見をいただきたいと思います。はじめに、資料に関して質問があればいただきたいと思います。	
<p>○ 例えば、札幌市では外部監査などチェック機能を強化しようとしています。恵庭市に欠けていたのはチェック機能です。現状では監査がチェック機能の代表ですが、十分に機能していると言えるかは疑問です。行政の監視は重要です。次に、指定管理者ですが、指定管理者制度を利用した結果、どのような行政サービスの向上が図られたかという検証をして情報公開する必要があります。この 2 点について質問します。</p>	
（副委員長） 1 点目の恵庭市の行政監査は本当に機能しているかということに関してですが、恵庭	

市の監査委員は何人いますか。
(事務局) 恵庭市の監査委員は2名で、一人は、いわゆる識見者として選任された方、もう一人は議会で選出された方です。識見者として選任される方は、議会の同意が必要となっています。
(副委員長) 委員から質問のあった、行政監査は機能しているかという点については、事務局としては答えづらいものだと思いますがいかがですか。
○ 細かいことではなく、監査で見つけたことについて、問題を捉えて指摘する能力というか勇気があるかということです。
○ 私も今のお話に関しては思うところがあります。それは置いておいて、この資料にある項目について、恵庭市では個別の条例や規則などの定めはありますか。
(事務局) 条例や規則、要綱等も含めた例規類に定められているものは、条例では、行政手続条例、個人情報保護条例があります。出資団体等については、情報公開条例で情報公開について定めがあるほか、地方自治法施行令の規定で、出資比率ごとに監査委員が意見できるようになっており、恵庭市の出資法人で言うと恵庭リサーチビジネスパークには監査委員が監査に入っております。
○ 危機管理についての条例等はないのでしょうか。
(事務局) 防災計画のように法律によって策定が義務づけられているものなど、例規類以外で策定されているものがあります。
(副委員長) 先ほどご質問のあった出資団体等の附属機関について、情報公開してはどうかということについて、皆様からのご意見はないでしょうか。指定管理者について、指定をした後の状況把握等のチェックや指導について、恵庭市ではどのようになっているのでしょうか。
(事務局) 毎年、指定管理者のモニタリングということで、指定管理者が自らチェックシートの記入をし、市に提出しています。市ではそのチェックシートの内容について全体で検証をしています。1年に1回は必ずモニタリングというフィルタを通す形になっています。
○ 指定管理制度を利用することは仕事を切り出すということになるが、それまでその仕事をしてきた職員はどうなりますか。別の仕事に就いてもらうということですか。
(事務局) 職員数については、過去と比べて相当抑制してきています。今いる職員で業務をこなさきれなくなってきたという現状にあり、業務を外部に出すことによって職員を増やさないで対応することが可能となります。このため、指定管理制度を利用したとしても、職員の余剰は生じず、別の仕事が残っているという状況です。
○ そうすると、仕事は泉のごとく毎年増えている。指定管理に出しても足りないくらいだという感覚をお持ちでしょうか。
(事務局) 個人的にはそれに近い感覚は持っていますが、全庁的にも職員が足りないという認識だと思います。

○ 市の全体の監査という先ほどのお二人ですね。民間の公認会計士などを任用している自治体はありませんか。恵庭市の監査委員のお一人は、市職員のOBのように思います。監査委員の要件として、「人格が高潔で識見が高く」のように謳われていますが、すごい表現で、未だにそういう文章で表すのかと思いました。そういうのではなく専門の外部監査に変更するとか、いつかは変えなければならないのではないかと思います。市から補助金を受けている団体が会計資料の公開をしていましたが、今年度の収入・支出の項目が昨年度の収入・支出の項目と違っていました。担当者を訪ねたところ、「そのとおりですね」と言っていました。市民が分かるように情報を公開しているのではなく、自分たちだけが分かるように公開しているように思いました。そこも担当者が少なく大変なんだとは思いますが、その業務を見守る者がいなければならないと思いました。

(副委員長) 全体的にチェック機能に関するご意見が出ていますが、他の委員の方はどうでしょう。指定管理に出す趣旨が職員数抑制対策にあるとすれば、それはどうなんだというご意見などはありませんか。市の職員がするよりは、指定管理で民間に出した方がサービスが向上して市民にとっても良いということがなければならないと思います。恵庭市の指定管理の方針についてはどうでなのでしょうか。

(事務局) 先ほどの説明は十分ではありませんでした。指定管理制度の目的は、ひとつは財政運営の効率化で、そして、民間が担うことによるサービスの向上という二つが大きな目的です。現実的には財政上の理由から導入を検討するというウエートが高いのは事実ですが、制度の趣旨からもサービスの向上というのは当然期待するところで、約束されたサービスが実施されているかをモニタリングによりチェックしています。

(副委員長) 資料の並びの項目で、恵庭市が条例に盛り込むべき項目など、ほかにご意見はありませんか。

○ 行政評価の中で監査や指定管理制度などを検討していくというイメージでよろしいでしょうか。個人情報保護については、情報公開・情報共有の中で話し合ったと思います。行政運営については幅広くありすぎるようです。項目については、絞り込んで減らしたいと思います。

○ 論点が違う話になってしまうかもしれませんが、資料の比較表を見て、それぞれの項目はPDCAサイクルのどこかに分類できるものだと感じました。総合計画などのプラン、財政運営、組織運営、行政手続などのドウ部分、チェックとして監査機能の充実や行政評価について考え、アクションとしてどのように改善していくのかという流れで考えたらどうかと思いました。その中で市民の役割というか協働のまちづくりについてどうするかという考えです。

(副委員長) 行政運営の規定を考えると、PDCAの流れで考えたらどうだろうかというご意見ですね。行政運営の部会の皆さんは、そのご意見を参考にさせていただければと思います。

○ 非常に良い意見だと思います。

(副委員長) 横山委員長が到着いたしました。それでは進行役を交代したいと思います。

(委員長) 遅参して申し訳ありませんでした。行政運営についてどこまで規定するかは自治体によってまちまちです。指定管理者などの細かいところまで規定しているところもあり、恵庭市では

どこまで規定すべきかということも考えていただきたいと思います。総合計画や財政運営、行政評価まではほとんどの自治体で規定しています。そして、個人情報の保護については、行政運営に入っていないなくても情報公開などで規定しており、ほとんどが規定していると考えて良いでしょう。出資団体や指定管理者まで入れるか、外部監査まで書くかということ意見を交換していただきたいと思います。

(事務局) 申し訳ありませんが、資料に誤りがありましたので訂正をお願いします。行政評価について苫小牧市だけ丸印がなく規定が置かれていないようになっていますが、規定があります。丸印を書き加えてください。

(委員長) ということで、総合計画、財政運営に加え、行政評価も全ての市で規定しているということです。

○ 札幌市で、「市長」「市長等」「市」という使い分けをしていますが、これについてはどのようになっていますか。

(事務局) 札幌市の条例の中に定義がありますが、第1条中に、市長その他の執行機関を市長等と略称する規定があり、第2条第3項中で、市を議会及び市長等と説明しています。市長についてはそのとおり行政長としての市長です。

(委員長) 執行機関に議会を加えて市としていますが、市長等という用語は分かりづらいと思います。個人的には、市長等という表現は使わないで書いた方が良いと思っています。

○ すると、市と市長というようになりますか。

(委員長) 市と市長と議会ということにするとはっきりすると思います。市長等というと市長と何を指しているのかが分かりづらいです。このへんは、条文を書いていく中で考えていただければ良いと思います。

○ 話が飛んでしまって申し訳ありませんが、議会だよりに議員の質問の回答者の呼称が理事者となっています。理事者とはどの範囲までをいうのか議会事務局に聞いてもはっきりしません。他市では、市長、何々部長のように書いています。話が飛んでしまいましたが、言葉の定義というのはとても大事だと思います。

(委員長) 帯広市で条例を作ったときには、市長とその他の執行機関を「市」としました。札幌市や函館市は「市長等」としているようです。定義についてはきちんと議論した方が良いでしょう。

○ 稚内市では、「市」を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」と列挙して説明しています。委員長も関わられておりましたが、市長等とは括らず、分かりやすく定義するという意図があったのでしょうか。

(委員長) そうですね。定義さえしておけば問題はないのですが、使い方については分かりやすさも考えた方が良いでしょう。個人的には「等」という曖昧な言葉は避けた方が良いでしょう。皆さんで議論して考えていただきたいです。

それはそうとして、総合計画、財政運営、行政評価のほかはどこまで書くかということについて考えたいと思います。特に、表の最後の方に出ている説明責任というのは、だいたいどの自治体も入れています。行政運営に入っていないだけで、別のところで規定しています。また、危機管理についても入れているところが多いようです。出資団体や附属機関、指定管理者については触れていない自治体が多いようです。公益通報については最近の条例には増えてきています。初期の頃の条例では見られませんでした。公益通報について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 公益通報制度は、公益通報をした者が不利益を被らないことを公益通報者保護法という法律で担保されている制度で、例えば、市役所の事務で法に違反した行為など不正な行為を発見したときに、不利益を被らないことを前提にそれを通報するよう定めた制度です。特に行政職員に対しても公益通報を行うよう求めております。

(委員長) 今、小樽市では公益通報の条例を作ろうとしています。大きな問題が発生しましたので、条例を作ろうとしておりますが、当然まちづくり基本条例にも規定することにしています。

(事務局) 恵庭市役所の公益通報制度は、確か訓令だったと思いますが、公益通報について定めています。市長の命令である訓令ですので通達文書という扱いですが、内容としては、公益通報の手続について書いてあります。不正な行為を発見したときにどのように通報をすればよいかということを定めてありますが、公益通報者保護についてはあまり書いてありません。法律によって守られているので、手続きを中心に規定しています。この命令も、恵庭市で事件があったときに定められたものです。

(委員長) 恵庭市には訓令があるのですね。であれば、基本条例の中にも公益通報又は公益通報者の保護などについて規定すべきかもしれませんね。基本条例は、既に条例や規則、要綱や指針などといったこれまでに進めてきたまちづくりをなぞることも必要になってきます。

○ まちづくり基本条例の細則というのは作らないのでしょうか。他市の条例を概観すると大体30か条程度で書き上げています。どこら辺まで書くのかということを考えさせられます。ボリュームが多いと読んでもらえないかもしれませんし、30条前後で書くものかなと思います。

(委員長) 細則というのは普通は作りません。30条前後だとしても、行政運営が占める割合はかなり大きいと思います。例えば函館市では、29条のうち11条が行政運営です。

○ 公益通報についてですが、改めて項目として出さなくても、組織運営の中で書けば良いのではないかと思います。あまり項目が増えてしまわないように、スリムに書くということも考えたいと思います。

(委員長) なるほど。組織運営の中に入れるということも考えられます。ただ、メッセージ性という点では、条立てした方が強くなります。力点をどこに置くかということなんだろうと思います。

○ 一般の人にとって、公益通報というのは馴染みがないように思います。

○ 他市で、職員の責務の中に公益通報を書いているところがありました。職員の責務を話し合う部会の中で、公益通報を盛り込もうというような方向は出ていますか。

<p>(事務局) 職員の責務に関しては、B部会で話し合いました。あるべき職員像を念頭において役割を書こうと考えましたが、公益通報については話題になりませんでした。</p>
<p>(委員長) 公益通報について書くとすれば行政運営だと思いますが、職員の責務に書いてある市があったということですね。</p>
<p>○ はい。行政運営については、市の姿勢というか取り組みについて書き、公益通報については、直接職員にたいして義務付けるというもので、奥州市がそのように書いています。</p>
<p>(委員長) そうですね。職員の責務として第13条の第2項に公益通報を規定していますが、同時に市政運営の章の第32条でも書いています。</p>
<p>○ そうなのですが、第13条第2項は、職員が公益通報をしなければならないという義務を書いて、第32条は、市に体制整備や不利益を受けない措置の実行などの義務を課しているという2段階構えになっています。ということは、強く訴えたいという意図を感じることができます。</p>
<p>(委員長) そうですね。相当強いメッセージ性を感じます。</p>
<p>○ そういう流れで作るのが自然なのかと思います。</p>
<p>(委員長) どのように作り込むかはそういうことも含めて考えれば良いと思います。小樽市は公益通報の条例を作ろうとしていますので、強い意図を感じます。</p>
<p>○ 私は、危機管理というか防災や防犯については行政として必要なことだと思います。なので、これは是非入れてほしいと考えています。</p>
<p>(委員長) 行政運営に盛り込むかどうかも含めて考えていただきたいと思います。例えば、強いメッセージ性ということであれば、防災のまちづくり、あるいは、安全で安心なまちづくりなどの章を設けて規定するという事も考えられます。</p>
<p>○ 安心安全のまちづくり条例は最近制定されましたよね。テロなどに対する危機管理については、国民保護法に規定があると思います。安心安全条例は、市民が集まって作ったと思いますが、危機管理については審議会のようなものはないと思います。消防についてもないと思います。危機管理については、市民みんなで考える危機管理条例のようなものを作る時期が来るのではないかと考えています。今のところそのような動きはないようですが、どうでしょうか。条例がないのであれば基本条例に規定する必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>(委員長) 安心安全条例は、防災については触れていなということですね。災害対策などについて基本条例に規定してはどうかというご意見ですね。現在基本条例を考えている自治体は、東日本大震災がありましたので、防災については書くように考えていると思います。まちづくり基本条例は、やはり時代を反映していて、公益通報や防災など、その時々の問題によって内容が変ってきています。</p>
<p>○ 防災に関して項目を設けて規定内容を考えてなったとき、部会はどこが所掌することになるのでしょうか。この部分だけのために新たに部会を設けるということにはならないと思いますので、</p>

<p>どこかの部会が所掌することになると思います。</p>
<p>(委員長) 行政運営の中で検討していただいて、例えば、もっと強いメッセージ性を持たせるために別の章を設けて規定すべきとなった場合は、別の章としていただければ良いと思います。</p>
<p>○ 行政運営の部会で検討するということですね。</p>
<p>(委員長) 部会としては行政運営で考えていただきたいと思います。ほかに、公益通報についても行政運営の部会で検討していただきますが、職員の責務に入れた方が良いというになれば、委員会で議論した後に職員の責務に入れるというイメージで進めていただければ結構です。</p> <p>監査についてはどうでしょうか。恵庭市では外部監査を行っていますか。法的には中核市以上には義務付けされていたと思います。</p>
<p>(事務局) 中核市以下の規模でもできたとは思いますが、恵庭市では外部監査を取り入れておりません。</p>
<p>○ 先ほどまで、監査についての意見が多く出ておりました(冒頭の意見交換の内容について委員長に説明)。行政運営の比較表を見ると、札幌市は「行政運営の基本」、稚内市・名寄市・石狩市が「市政運営の原則」という規定を置いています。こういった規定はやはり置く必要があるのかということも考えなければならないと思います。</p>
<p>(委員長) どうでしょう。まちまちなようです。</p>
<p>○ 行政運営の基本や原則といったものは、総則や目的規定の中できちんと盛り込まれているかにもよると思います。そこで明確になっていれば、こういう規定はいらなくなります。</p>
<p>(委員長) 苫小牧市などは章のタイトルを市政運営の原則としていますが、内容は具体的な規定で、原則を書いてはいません。美唄市も基本原則としていますが、内容は具体的です。名寄市はどうでしょう。第7章を「基本原則によるまちづくりの推進」とちょっと変わった形になっていますが、第2章「まちづくりの基本原則」には、市民参加や情報共有が書かれているものの、それが基本原則だとは書いてないようです。第6章の「行政運営の基本」の第18条に行政運営の原則という見出しがついていますが、このように書くこともできます。しかし、どうでしょう、全体の中で書いてあれば、それで足りるとも考えられます。指定管理まで書いてある市はありましたか。</p>
<p>(事務局) 道内の市ではなかったかと思います。</p>
<p>(委員長) 指定管理者制度自体が揺れ動いていて、仕組みが今後変る可能性があります。流動的な部分があるということで規定を置くのは避けるとする考えもあるでしょうし、逆に流動的な部分があることを承知で制度の原則的な部分について書くという考え方もできると思います。</p>
<p>○ 指定管理者制度の流動的な部分というのはどういう部分でしょうか。一步進めて指定管理施設を市の所有から外すというようなものでしょうか。</p>
<p>(委員長) そういうことではなく、現在確認されている様々な弊害を解消するために制度を見直すというものです。恵庭では指定管理は結構行われていますか。</p>

<p>(事務局) 行われています。</p>
<p>(委員長) 今のところ問題は生じていませんか。</p>
<p>(事務局) 制度としての大きな問題は表れていませんが、個別の問題は多くあって、ご意見も色々いただいていると思います。委員長がお見えになる前に指定管理者についての意見交換がありましたが、現在の自治法の枠組みでは、指定管理者の指定というのは行政処分という整理がされておりますが、その内容は、仕様書に細かく書かれた内容を請け負うという請負の契約に非常に類似した関係になっています。そうなりますと、指定管理者としては、契約の細目である仕様書に書かれた事項を履行すれば良いという感じになってしまうようです。これは恵庭市ばかりの問題ではありませんが、契約類似と考えると、指定管理者の独自性によるサービスの向上や自らの利益の稼得といった方向に進まないという状況にあると指摘されているようです。</p>
<p>○ まさにそこが問題です。国や道から定められた指定管理制度なので恵庭市では変えられないとするのか、恵庭市として、基本的な事項は別にして市民サービス向上のため弾力的な運用を認めるような仕様で制度を運用できるのかということではないでしょうか。</p>
<p>(事務局) 個人的な意見となってしまいますが、仕様書については工夫ができると思います。例えば、施設の草刈について、市が行っていたときに年2回草刈をしていたからといって、仕様書に年2回何月と何月に草刈をすると書くのではなく、雑草が生い茂って環境を悪化しないように管理するというように書けば、指定管理者の裁量になります。仕様書を工夫することで指定管理者の裁量に委ねることができることは多いように思います。また、公の施設の使用料は条例で定めなければならないこととなっていて、指定管理施設については、その使用料を利用料として指定管理者が収入します。指定管理者が利用料金について、お得な定期券などのアイディアを持ったとしても、条例を改正しなければすぐには採用することができないということもあります。</p>
<p>○ そこだと思います。条例を変えなければならないのであれば速やかに変えるべきですし、指定管理者が仕様書どおりにやっていますので何の問題もありませんというように考えているとすれば、役所と同じように、あるいは役所以上に融通の利かない運営になってしまいます。それであれば、何のための指定管理制度だということになります。例えば、公園にスズメバチが出て危ないので注意看板を出すのは、公園の所有者である市でしょうか、指定管理者でしょうか。</p>
<p>(事務局) これも個人的な見解ですが、どちらが出しても構わないのですが、公園利用者の安全を図るため立てる注意喚起の看板を、市の許可がないと施設管理者である指定管理者が立てられないといのは不合理な気がします。</p>
<p>○ 別の話になってしまいますが、夕張市のように、市が保有している施設をそっくり民間に売却するということが起こりえると思いますが、恵庭市ではそのようなことはありますか。指定管理者制度を通り越して売却するというのがありますか。最近の新聞記事で、道営住宅と市営住宅が向かい合って建っているという二重行政はどうだという意見がありました。</p>
<p>(事務局) 恐らく集客による収益が見込めるレジャー施設などが対象になるとと思いますが、恵庭市ではそのような施設がないことから、例はないと思います。</p>
<p>○ 例としては適切ではありませんが、例えば、図書館という建物を民間で誰か買いたいという人</p>

がいたら売ってしまうという考えはおかしいでしょうか。図書館の売却はダメですが、施設の売却ということを考えても良い時期ではないでしょうか。

○ 夢創館は教育委員会の所掌だったと思いますが、夢創館を売却してはどうかという発想が出てこないのかということですね。

○ 乱暴な意見かもしれませんが、問題があるのであれば、指定管理者に売却してはどうかという意見です。

○ 現実としては、経営力のある民間事業者が買ってくれないと実現できないということだとは思っています。

(委員長) 夕張の場合も、実際に民間が買い取ったという施設は少ないようで、ほとんどが指定管理のようです。石炭の歴史村なども指定管理でやっているのですが、大手観光業者が引き受けても経営は無理だと判断した施設については、指定管理を辞退しています。

○ 恵庭で公設民営の施設というのはありますか。

(事務局) 保育園がそうだと思います。保育計画の中では、最終的に3園を民営化するという方針だったと思います。

(委員長) その民営化というのは、指定管理や委託とは違うのですか。

(事務局) 指定管理の場合は、公の施設の管理という業務で、また、委託の場合は、保育事業者は恵庭市のままで、その業務を委託するということだと思います。民営化というのは、学校法人や社会福祉法人などが直接保育事業者となって、保育園を運営するということだったと思います。

○ 発想の転換を求めたいと思います。市の封筒に広告が付いています。また、ホームページのバナー広告もあります。総合体育館に冠を付けたらどうだろうと思うのです。どこかでそういうことを考える部署はないのでしょうか。

(事務局) 当政策調整課の所掌になると思います。恐らくネーミングライツの売却のお話だと思いますが、総合体育館は国道に面した良い立地ですので、命名権を購入した企業が大きく看板を掲げたらさぞかし目立つと思います。全国的にも、そういう施設に限らず歩道橋や道路や橋梁にまで命名権を設定している自治体もあります。具体的には進んでいませんが、全く関心がないというわけではありません。

○ どこまでできるかはいろいろあるとは思いますが、そういったことも含めて発想を換えて検討してはどうでしょうかという意見です。

(委員長) 指定管理者制度についてはいろいろと意見があります。サービスが良くないという場合に、もっと自治体の関与を強めるべきだという意見もありますし、反対に指定管理者の自由度を増やすべきだという意見の両方があります。別の問題として、指定管理者を選ぶときに、自治体が安い方を選ぶということがあります。サービスの質など別の要素を考慮して選択しなければならなのですが、往々にして安い方を選んでしまうという弊害があるという意見もあります。この

ような状況から、指定管理者制度について見直していこうという機運にあります。というように、指定管理制度については流動的な部分がありますので、それを踏まえてどうするかを考える必要があります。また、市の補助金交付団体について書く必要があるかということも検討していただきたいと思います。

- 仮に「出資団体」という項目を掲げたときには、当該団体の業務や財務運営が適切であるよう市が監視するという意味の規定になるのでしょうか。あるいは、直接当該団体に適切な運営を義務付けるような規定になるのでしょうか。

(委員長) そうですね。その両方が考えられますね。第3セクターなどが対象となると思います。恵庭市では第3セクターはいくつありますか。

(事務局) 第3セクターの株式会社は1つです。

(委員長) 他に公社もあるでしょうから、そういうものを含めてどう扱っていくかということです。

- そういう団体の運営が不透明だということであれば、透明性を確保するよう規定するということですね。

- 補助金については、トータル的には減少しています。継続して存在している問題は、情報が掴めないということで、補助金を受けた団体にどういうメリットがあったのかということが分からない。その団体にとって補助金が有効に使われたかということは是非情報を公開してほしい。

- 私が関係している団体でも市から補助金をもらっています。NPO法人なので財務についてはホームページで公開しています。これまで2回市の監査を受けましたが、監査を受けた結果どうだったのかについては知らされていません。やってることが分からないというのは問題ですが、やった後のことが分かりません。

- 指摘すべき事項がなければ「適正」などのように通知されるはずですので、結果通知がないということはないと思うのですが。多分、通知されると思います。

- ブーケトスについては、応募団体は収支の明細を提出して、決算についてもホームページで公表されます。あれくらい透明性が上がれば、各団体に対する補助金の効果ははっきり分かるんだと思います。

- 補助金の収支を公表できない団体に補助金を交付するというのは考えられるのでしょうか。個人にあっては、商業者など開業しようとしている人に出す補助金については、広く公表できない場合があるかもしれません。

- 最初にきちんとしなければなりません。最初にいい加減にはじめると、その後もそのまま進んでしまいます。

- 行政運営の中に入れた方がいいのかどうか考えているのですが、今問題になっている各種行政委員の報酬についてどこかに入れるべきかということです。

(委員長) これについて、他市の事例はありますか。
(事務局) 「審議会等」のようにして書いているところはありません。稚内市で委員公募の努力義務や会議の公開の原則について規定しています。
(委員長) その内容だと先ほどの意見のニュアンスとは違ってきますね。
○ 報酬については条例に定めがありますよね。報酬ということでしたら、その条例の規定についてどうするかということになると思います。
○ 例えば、財政運営の中で、適正な財政運営を実現するため、月に1回か2回しか出てこない委員に10万円の報酬を払うようなことはやめるよう書くというようなことができないかということです。
○ 実態が分からないと何とも言えません。
○ 調べたものがあつたと思いますがどうですか。恵庭市の行政委員で、月額いくらの報酬だというのをまとめたものです。
(委員長) そういう報酬というのは条例で全て決まっているのではないですか。
(事務局) 非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する附属機関の委員については、報酬ですので条例で決まっている額を支払わなければなりません。一方、附属機関以外の委員にも謝礼として支払っているものがあります。謝礼ですので多額とはなりませんが、それについては条例に定めがあるわけではないので、集計する必要があります。
○ その条例を改正して、月額報酬を止めて各種委員が一律に1回出席するごとにいくらというような日当制にしている自治体もあります。恵庭市も財政の健全上の理由などから、そういった取扱いをするように条例を改正することを検討した方がよいのではないですか。札幌市でも行政委員の報酬が高いという問題について協議がされていると思いますが、そういう問題を基本条例の中で考えていくことができるかどうかだと思います。
(委員長) 難しい問題ですね。謝礼についてはともかく、報酬については条例に規定されているということですから、高いということであればその条例を改正するのが直接の解決策になります。
(事務局) 特別職等報酬審議会という附属機関があつて、そこに諮問をして報酬の額について答申してもらうことになると思います。
○ 市長の報酬の額を審議する機関があると聞いて職員課を訪ねましたが、ここ5年間は審議会を開いていないというように聞きました。
(事務局) 市長の諮問に応じて審議をして答申をする機関になりますので、報酬額が上昇局面にあつたり、下降局面にあるときに諮問をして適正な報酬額を答申していただくので、状況が変つていないと判断され、諮問がされていないということも考えられます。

○ 諮問されないと審議会は開催されないわけですから、誰が諮問を促すかという問題もあると思います。

(委員長) 難しい問題ですね。

(事務局) 補足して説明させてください。市では、財政健全化計画を立てたときに、財政関与団体の見直しを行いました。そのときに補助金の要否を検討し、必要性が薄い場合は打ち切りや縮小などの措置をとってきました。そのときに報酬についても見直しを行い、附属機関については委員長も委員も同額の日額としたほか、報酬の額について減額改定しています。

(事務局) 市長の報酬ですが、過去5年間の間に報酬額の独自削減を行っている期間がありました。この場合、本則に規定する報酬額は変えずに、附則で減額支給期間中の特例を規定していました。このように独自に削減をしている期間については、あえて報酬額を見直すということはありません。ただ、ここ1年くらいは独自削減もしていませんので、現状に合わないという場合は、見直しをする時期なのかもしれません。

(委員長) 現在は独自削減をしていないということであれば本則の額が満額支給されているということですね。附則の規定は削ったということですか。

(事務局) 附則は、「平成何年何月から平成何年何月までの間に支給する給料については」のように規定しますので、期間が過ぎれば失効するというもので、削るための改正はしていません。また、独自削減以外にも、国保に係る高額療養費未請求問題の損失の穴埋めをするための減額が行われていたりもしました。

(委員長) 北海道知事は25%削減していますが、本則はそのまま恵庭市のように附則で減額しているのでしょうか。

○ ただ、北海道新聞の記事に、市長の給料の比較が出ていましたが、恵庭市長の給料は札幌市長の次に高い2番目というように報道されていました。高い低いを言うのではなく、2番目ということだけで「恵庭市長は高給をもらっている」などのように捉えられる場合もあると思います。数字が一人歩きして、恵庭は豊かなんだなというように思う人もいるかもしれません。

(委員長) 順位については別にして、受け取っている報酬の額については法外なものではありません。多くの市で独自削減をしているため、恵庭市長が高いように見えるのかもしれません。後はどうでしょう。行政運営の部会にお任せしたいと思います。危機管理、指定管理者、補助団体などについて部会で議論していただきたいと思います。

○ 冒頭にも話がありましたが、今お話のありました財政援助団体などに対するチェックシステムがあった方がいいと思います。そのチェックについては、半数を市民が担うという形で考えていただきたいというのが私の意見です。

(委員長) ただいまのご意見も踏まえて、部会での議論をお願いします。

それでは続いて、本日の2つ目の協議事項の中間フォーラムについて事務局から説明をお願いします。

(事務局) はじめに日程ですが、8月29日(水)で進めていたのですが、30日(木)に開催日を変更したいと思います。また、本日が広報えにわ8月号の原稿締め切りですので、掲載枠だけは確保してありますが、日程や内容については、これから決めたことを載せるように手配したいと思っています。中間フォーラムの内容ですが、はじめに基調講演を横山委員長にお願いしたいと思っています。次に、パネルディスカッションを行いたいと思っています。小山副委員長の都合が悪くなければ副委員長にコーディネータをお願いしたいと考えています。そしてパネラーですが、この市民委員会の委員の中からお二人、後の2名は市民の方にお願いしたいと考えています。市民2名のうち1名は青年会議所から人選してもらおうと思っています。詳細はつめていませんが、基調講演とパネルディスカッション、そして来場者からもできるだけ多くのご意見をいただくようなスタイルで開催したいと思っています。方式としてはこのような形でどうでしょうか。

(委員長) 時間はどの程度を考えていますか。

(事務局) トータルで2時間と考えています。18時30分開始で20時30分終了です。

(委員長) それでは、市長挨拶5分、基調講演25分、パネルディスカッション70分、意見交換20分という配分で良いのではないのでしょうか。意見も出るのではないかと思いますので、20分は取った方が良いでしょう。

○ 会場はどこになるのでしょうか。

(事務局) 市民会館2階の大会議室です。

(委員長) 意見交換の司会も含めてコーディネータは小山副委員長にお願いしたいと思っています。この中からどなたか2名パネラーをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) パネラーは男女各2名が良いと思います。

(委員長) 市民の方の一人がJCであれば、もう一人は女性ということで、福祉関係などの方で引き受けてくれそうな人はいるのでしょうか。

○ 時間があるようでしたら公募してはどうでしょうか。

(事務局) 分かりました。公募してみます。応募者がいなければそのときに事務局でアタリをつけてみたいと思います。

○ パネルディスカッションはどのような内容で進めますか。

(委員長) 二つあると思います。この間我々が議論してきたことの報告と、もうひとつは基本条例についての説明です。委員会の中で議論していることについて市民の中から意見をいただこうというものです。

基調講演はレジュメだけで結構ですが、資料については事務局でいろいろ考えていただきたいと思っています。テーマは「市民参加でまちづくり基本条例について考えよう」などでどうでしょうか。意見がいっぱい出て終わりが延びる分には仕方がないと思います。むしろ意見は多くいただきたいと思っています。ほかに事務局からありますか。

(事務局) 特に協議していただく事項はありませんが、次回の議題が地域オリジナルですので、ご意見などをあらかじめ提出していただければ、資料と一緒に配布させていただきたいと思います。

(委員長) 地域オリジナルということには2つの意味があります。ひとつは、恵庭という地域の優位性というか外に向けてアピールしたいもの、もうひとつは、恵庭が抱えている課題というかそういうもので、さらにもうひとつ加えるとすれば、先ほど話題になった防災や防犯だとか、子育てですとか、何か強くメッセージしたい柱を置くということも考えて良いと思います。政策的なことは入れない方が良いという研究者もおりますが、誰が市長であっても変らない普遍的な事項について盛り込むのであれば、政策に関することであっても構わないと思います。ただ、今の市長の政策を盛り込むということは、基本条例の原則に反します。現在の恵庭が抱える課題について委員の皆さんそれぞれ思いがあると思います。そういったことを中心に次回は議論を進めていただきたいと思います。それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。